

東京都板橋区農業委員会

第24期第4回定例総会議事録

令和2年10月29日

於 下赤塚地域センター第1洋室（赤塚庁舎3階）

第 24 期第 4 回板橋区農業委員会定例総会

開催日時 令和 2 年 1 0 月 2 9 日（木）午後 1 時 3 0 分

場 所 下赤塚地域センター第 1 洋室（赤塚庁舎 3 階）

出席委員 9 名 下記のとおり

記

議席 番号	氏 名	議席 番号	氏 名	議席 番号	氏 名
1		5	本橋 政春	9	木村 博之
2	染宮 利章	6	安井 一郎	10	田中 いさお
3	山口 賢治	7	春日 實	11	
4	會田 幸夫	8	田中 はつ江	12	

議 事

1 協議事項

- (1) 農地利用状況調査の報告及び農地管理指導について (資料1)
- (2) 引き続き農業経営を行っている旨の証明書の発行について (資料2)
- (3) 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明書の発行について (資料3)
- (4) 板橋区都市型農業振興・農地保全推進事業費補助金交付申請について (資料4)
- (5) 「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」の取扱いについて (資料5)
板橋区農業委員会事務概要(案)の発行について

2 報告事項

- (1) 農地転用届出の専決処分報告について (資料6)
合計6件 (内訳: 4条関係4件、5条関係2件)
- (2) 地目変更登記に係る照会に対する調査結果について (資料7)

3 その他

- (1) その他

4 次回日程

日 時 令和2年11月24日(火) 午後2時 開会
場 所 下赤塚地域センター第1洋室(赤塚庁舎3階)

議 長	山口 賢治	会長
署名委員	春日 實	委員
	田中 はつ江	委員
出席係員	宮津 毅	事務局長
	岸 幸夫	農政担当係長
	石田 真人	書記
	澤田 健作	書記

<p>事務局 長</p>	<p>只今より、第24期第4回農業委員会定例総会を開会させていただきます。 会長、進行をお願いいたします。</p>
<p>会 長</p>	<p>皆様、本日は早朝からお疲れ様でございます。 早速ではありますが、定例総会を始めさせていただきます。 本日の署名委員は、春日委員、田中はつ江委員を指名させていただきます。 福島委員、久保委員、榎本委員より欠席の届出が出ております。 それでは、協議事項（1）農地利用状況調査の報告及び農地管理指導について、事務局、説明をお願いします。</p>
<p>事務局 長</p>	<p>こちらは書記からご説明いたします。</p>
<p>書 記</p>	<p>資料1、1ページをご覧ください。本日、午前中に農地利用状況調査を行いましたので、各班でお手元の調査票を参考に、ご説明をいただければと思います。まず、成増、赤塚地域の調査結果について、1班からご説明をいただきます。染宮委員、お願いいたします。</p>
<p>染 宮 委 員</p>	<p>すべて管理が行き届いておりました。特に生産緑地番号28は、素晴らしく耕作されておりました。</p>
<p>書 記</p>	<p>染宮委員、ありがとうございました。続きまして、四葉、徳丸、大門地域の調査結果について、2班からご説明をいただきます。會田幸夫職務代理、お願いいたします。</p>
<p>會田職務代理</p>	<p>全体的に問題なく耕作されておりました。生産緑地番号84は、生産緑地看板が壊れていましたが、すぐに立てるとのことでした。</p>
<p>書 記</p>	<p>會田職務代理、ありがとうございました。最後に、西台、蓮根、常盤台地域の調査結果について、3班からご説明をいただきます。山口賢治会長、お願いいたします。</p>
<p>会 長</p>	<p>生産緑地看板が隠れている農地や一部雑草が茂っている農地がございました。 全体的に問題なく耕作されておりました。</p>

<p>書記</p>	<p>山口賢治会長、ありがとうございます。各班の調査報告をもとに、管理基準を満たしていない農地、問題の指摘があった農地の管理指導について、ご協議いただければと思います。よろしく願いいたします。</p> <p>[農地管理指導について協議]</p>
<p>会長 會田職務代理</p>	<p>生産緑地番号79、80はいかがでしょうか。</p> <p>農地をきれいにする努力が見られていると思います。</p>
<p>会長</p>	<p>私も特に問題ないと思います。</p> <p>次に、協議事項(2)引き続き農業経営を行っている旨の証明書の発行について、事務局、説明をお願いします。</p>
<p>事務局長</p>	<p>資料2、3ページをご覧ください。相続税納税猶予に係る引き続き農業経営を行っている旨の証明書の交付申請が出ておりますので、概要をご説明させていただきます。土地所有者の住所及び氏名は記載のとおりです。対象生産緑地は生産緑地番号114です。土地の所在は赤塚八丁目8番3で、面積は200平方メートルです。現地の確認は、10月12日に染宮利章委員にご確認いただいております。おおむねの位置ですが、不動の滝公園の東側になります。現地の状況をご覧ください、問題がなければ4ページの証明書を発行したいと思います。現地の詳細については、書記から画面でご説明いたします。</p>
<p>書記</p>	<p>生産緑地番号114は、きれいに耕作されている様子を確認しております。サツマイモ、ダイコン、ネギなどが植えられておりました。</p>
<p>事務局長</p>	<p>染宮委員、何かございますか。</p>
<p>染宮委員</p>	<p>特にございません。きれいに耕作されておりました。</p>
<p>会長</p>	<p>相続税納税猶予の対象農地が、生産緑地面積の一部なのは、なぜですか。</p>
<p>事務局長</p>	<p>相続がなされた時に、生産緑地面積の一部が、土地所有者の父の名義だったからです。</p>

<p>会 長</p>	<p>この件につきまして、ご質問等ございましたら、お願いいたします。 ないようですので、証明書を発行したいと思います。 続きまして、協議事項（３）生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明書の発行について、事務局、説明をお願いします。</p>
<p>事 務 局 長</p>	<p>資料３、５ページをご覧ください。 生産緑地に係る農業の主たる従事者証明願が今回１件出ております。申請年月日、申請者、対象者は記載のとおりです。買取申出事由は、主たる従事者の死亡でございます。対象となる生産緑地は三か所です。生産緑地番号４７は、西台三丁目５７番１、５７番２の２筆です。おおむねの位置は６ページ上の図のとおり、不動通り沿いでございます。生産緑地番号７９は、徳丸三丁目１４１番９、徳丸四丁目３２番１の２筆です。おおむねの位置は６ページ下の図のとおり、徳丸福祉園の南側でございます。生産緑地番号８０は、徳丸五丁目８番７、８番８、８番９、９番３、９番５の５筆です。おおむねの位置は６ページ下の図のとおり、対象者の自宅の前でございます。 現地確認は、本日の農地利用状況調査のとおりです。 ご承認いただけましたら、証明書を発行したいと思いますので、よろしくをお願いします。</p>
<p>染 宮 委 員</p>	<p>生産緑地で、地目が雑種地でも良いのですか。</p>
<p>事 務 局 長</p>	<p>生産緑地でも、登記簿上雑種地になりうるようなようです。</p>
<p>農政担当係長</p>	<p>都市計画課に確認しまして、次回の定例総会でご報告いたします。</p>
<p>染 宮 委 員</p>	<p>生産緑地番号７９は、面積が小数点以下までありますが、なぜですか。</p>
<p>事 務 局 長</p>	<p>同様に都市計画課に確認しまして、次回の定例総会でご報告いたします。</p>
<p>会 長</p>	<p>他にご質問等ございましたら、お願いいたします。 ないようですので、証明書を発行したいと思います。 続きまして、協議事項（４）板橋区都市型農業振興・農地保全推進事業費補助金交付申請について、事務局、説明をお願いします。</p>
<p>事 務 局 長</p>	<p>資料４、８ページをご覧ください。 今回、１件申請が出ておりまして、この総会でお諮りし、問題が無ければ、補助金の交付手続きを進めていきます。</p>

	<p>申請者氏名と住所は記載のとおりでございます。対象事業は農地整備事業で、事業内容は井戸の修理でございます。施行場所は記載のとおりで、この方の区内所有農地面積は、19.53アールとなっております。事業の経費が25万1千75円、申請金額がこのうちの3分の1の8万3千円です。詳細についてご説明いたします。9ページをご覧ください。農地の図面が載っております。10ページに工事の図面を記載しております。次に11ページをご覧ください。農地整備事業として、農業振興又は農地保全のための土留め工や水道施設などの整備にかかる経費ということで申請が出ております。交付対象者の条件及び補助率は記載の表のとおりとなっております、条件に合致しているものと判断しております。</p>
会 長	区補助金の残額はおいくらですか。
農政担当係長	約10万円ほどございます。
会 長	区補助金の申請について、他に申し込み等ございますか。
農政担当係長	今のところございません。
会 長	<p>この件につきまして、ご質問等ございましたら、お願いいたします。ないようですので、補助金の支給対象として支障がない旨、区長あてに答申したいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。</p> <p>続きまして、協議事項（5）農地等の利用の最適化の推進に関する指針の取扱いについて、板橋区農業委員会事務概要（案）の発行について、事務局、説明をお願いします。</p>
事 務 局 長	こちらは農政担当係長からご説明いたします。
農政担当係長	<p>資料5、13ページをご覧ください。</p> <p>「農業委員会事務概要」は、3年に1回、新しい農業委員の任期の始まりに併せて発行している冊子です。今回作成する事務概要の内容につきましては、後ほどご説明いたしますが、前回、平成30年に事務概要を作成した際に、「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」というものを掲載しております。この指針を策定するかどうか、ということについて、委員の皆さまにご協議いただきたいという内容でございます。</p> <p>机にお配りしています資料の中に、前回作成の事務概要がおりかと思っておりますが、事務概要の15ページから20ページ、「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」を掲載しております。</p> <p>この指針策定の経緯からご説明いたしますが、平成28年4月に「農</p>

<p>会 長</p> <p>農政担当係長</p> <p>安 井 委 員</p>	<p>業委員会等に関する法律」の制度改正がありまして、農地等の利用の最適化の推進に関する目標や推進の方法について指針を定めるよう努めなければならない、と努力義務として規定されましたことを受けて策定した指針でございます。当時、農業委員会がある都内6区は指針策定に否定的で、東京都農業会議も市街化区域は指針策定の必要はないとの見解を示していましたが、前事務局長の熱い思いもあったようで、平成29年に板橋区で策定したものです。</p> <p>策定当時の経過としましては、平成29年9月25日開催の定例総会の議事録をお配りしておりますが、7ページの下の方をご覧くださいと思います。前事務局長の説明では、「23区外の自治体の多くが策定しており、23区内は情報がないが策定中の状況かと思う」との説明をしています。現在把握しています他の自治体の動向といたしましては、板橋区を除く都内の自治体で指針を策定した自治体は確認できておりません。例えば、埼玉県春日部市や茨城県かすみがうら市など、農地面積が千ヘクタールを超えるような自治体で指針の策定事例が見受けられます。</p> <p>また、指針の内容といたしましては、農地利用の集積や集約、新規参入の促進などを策定することになっていまして、要は郊外の農業振興地域などの遊休農地対策であったり、郊外にある広大な農地を想定しているものと理解しています。</p> <p>さらに、法的な部分で見ていきますと、農業経営基盤強化促進法では、農業経営基盤強化促進事業の一つで市街化区域において指針策定は行わないものとされていること、それから、机上に配布いたしました区で策定した「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」においても、区では策定しないことになっておりまして、前回策定した指針と、基本構想にも齟齬が生じている状況です。当委員会といたしましては、農地利用最適化推進委員も委嘱していない自治体であり、農業経営基盤強化促進法や区で策定した基本構想においても指針は策定しないことになっておりますので、前回策定した指針は廃止して、今後も指針は作らないものとしたと考えておりますので、ご協議の程よろしく願いいたします。</p> <p>区部には、農地等の利用の最適化の推進に関する指針がそぐわないということでしょうか。</p> <p>はい、そうです。</p> <p>指針は、3年ごとに見直しをしていくということですか。</p>
---	--

農政担当係長	<p>前回策定した指針は、任期と同じく3年間で、次期農業委員会に引き継いでいくというものです。今回指針策定がそぐわないということで見直しをしました。</p>
安井委員	<p>農地面積が少ない自治体でも、指針を策定しているのですか。</p>
農政担当係長	<p>他自治体は確認できていませんが、都内の自治体では、指針を策定しておりません。</p>
会長	<p>この件につきまして、指針は策定しないということで異議はございますか。</p> <p>〔「異議なし」という人あり〕</p>
農政担当係長	<p>ありがとうございます。それでは「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」につきましては、今後策定しない、ということで進めさせていただきます。</p> <p>続きまして、今回発行する予定の農業委員会事務概要（案）の内容について、書記からご説明させていただきます。</p>
書記	<p>はじめに第24期新会長のあいさつを写真入りで載せさせていただきます。</p> <p>内容でございますが、第一章は「板橋区のあらまし」、第二章は「板橋区農業委員会」ということで、今回新しく農業委員になられた第24期の皆さまを写真入りで紹介させていただき、歴代委員の就任一覧や委員会の性格・機能などについて説明をさせていただきます。</p> <p>第三章の「事務概要」ですが、「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」については削除させていただきます。過去10年の農地転用の届出件数や顕彰・表彰関連について、受賞者数などの説明をさせていただきます。</p> <p>第四章では、新しく導入いたしました「認定農業者制度」ということで、認定基準や認定農業者への主な支援策などの説明をさせていただきます。板橋区で初めて認定農業者になられた4経営体の方を写真入りで紹介いたします。</p> <p>第五章では、昨年度実施しました「農業経営実態調査結果」を載せさせていただきます。第六章では「農地法の概要」を掲載いたします。</p> <p>第七章では新しく平成30年9月に施行された「都市農地貸借円滑化法の概要」について、説明をさせていただきます。</p> <p>最後の第八章では、昨年7月の定例総会で決定した「区内における農</p>

	地（生産緑地・相続税納税猶予対象農地）管理基準」を掲載いたします。
会 長	こちらは何部ほど発行するのですか。
農政担当係長	おおむね300部ほど発行させていただきます。
会 長	この件につきまして、ご質問等ございましたら、お願いいたします。 ないようですので、次にまいります。 続きまして、報告事項（1）農地転用届出の専決処分報告について、事務局、説明をお願いいたします。
事 務 局 長	資料6、53ページをご覧ください。 農地法第4条第1項第8号の規定による届出でございます。こちらにつきましては、令和2年9月11日から令和2年10月10日までに届出があったもので、4件ございます。 専決番号1、土地の所在は蓮根二丁目4番99の1筆です。登記簿上の地目は畑、現況は不耕作地です。面積は117平方メートルで、転用の目的は共同住宅でございます。届出人の住所、氏名、職業については記載のとおりです。おおむねの位置ですが、蓮根駅の南西側になります。現地の詳細については、書記から画面でご説明いたします。
書 記	現況は共同住宅となっており、木造地上2階建て1棟、現況に対する届出です。
事 務 局 長	続きまして専決番号2、土地の所在は舟渡二丁目27番6の1筆です。登記簿上の地目は畑、現況は不耕作地です。面積は195平方メートルで、転用の目的は駐車場でございます。届出人の住所、氏名、職業については記載のとおりです。おおむねの位置ですが、都立浮間公園の西側になります。現地の詳細については、書記から画面でご説明いたします。
書 記	現況は6台分の駐車場となっておりまして、現況に対する届出です。
事 務 局 長	続きまして専決番号3、土地の所在は中台三丁目1218番1、1220番、1221番1、1223番の4筆です。登記簿上の地目は中台三丁目1218番1、1220番、1223番が畑、1221番1が田でございます。現況はいずれも不耕作地です。面積はそれぞれ211平方メートル、403平方メートル、429平方メートル、59平方メートルで、転用の目的は駐車場でございます。届出人の住所、氏名、職業については記載のとおりです。おおむねの位置ですが、日大豊山女子高

	<p>等学校の北西側になります。現地の詳細については、書記から画面でご説明いたします。</p>
<p>書記</p>	<p>現況は砂利敷30台分の駐車場となっております、現況に対する届出です。</p>
<p>事務局長</p>	<p>続きまして専決番号4、土地の所在は中台三丁目1221番3、登記簿上の地目は田、現況は不耕作地です。面積は39平方メートルで、転用の目的は駐車場でございます。届出人の住所、氏名、職業については記載のとおりです。おおむねの位置ですが、日大豊山女子高等学校の北西側になります。現地の詳細については、書記から画面でご説明いたします。</p>
<p>書記</p>	<p>専決番号3の道路を挟んだ向かいにある土地1筆です。現況は5台分の駐車場となっております、現況に対する届出です。</p>
<p>事務局長</p>	<p>続きまして、55ページをご覧ください。農地法第5条第1項第7号の規定による届出で、令和2年9月11日から令和2年10月10日までに届出があったもので、2件でございます。</p> <p>専決番号1、土地の所在が西台一丁目1253番1、1253番4の2筆でございます。登記簿上の地目はいずれも畑、現況はいずれも不耕作地です。面積はそれぞれ278平方メートル、60平方メートルで、転用の目的は共同住宅です。譲渡人、譲受人の住所、氏名、職業については記載のとおりです。おおむねの位置ですが、都立志村学園の南側で、環八通りの西側になります。現地の詳細については、書記から画面でご説明いたします。</p>
<p>書記</p>	<p>現況は不耕作地となっております、令和2年12月着工、令和3年9月完了予定、鉄骨造地上3階建て1棟、共同住宅の建築予定です。この1253番4の土地は、今年の12月に5条申請があり、今回の譲渡人に所有権が移転しています。恐らく、前回の届出は2筆まとめて所有権を移転するための届出ではないかと思われます。</p>
<p>事務局長</p>	<p>続きまして専決番号2、土地の所在は四葉二丁目9番10、9番15の2筆でございます。登記簿上の地目はいずれも畑、現況はいずれも不耕作地です。面積はそれぞれ270平方メートル、135平方メートルで、転用の目的は分譲住宅でございます。譲渡人、譲受人の住所、氏名、職業については記載のとおりです。おおむねの位置ですが、新大宮バイパスの新四葉の交差点の東側になります。現地の詳細については、書記から画面でご説明いたします。</p>

書 記	<p>現況は不耕作地となっており、令和3年1月着工、令和3年6月完了予定、木造地上2階建て2棟と木造地上3階建て2棟、分譲住宅の建築予定となっております。</p>
会 長	<p>この件につきまして、ご質問等ございましたら、お願いいたします。ないようですので、次に進めさせていただきます。続きまして、報告事項(2)地目変更登記に係る照会に対する調査結果について、事務局、説明をお願いいたします。</p>
事 務 局 長	<p>資料7、57ページをご覧ください。</p> <p>地目変更登記に係る照会に対する調査結果についてのご報告でございます。こちらにつきましては、令和2年9月11日から令和2年10月10日までの間に照会があったもの、3件ございます。</p> <p>番号1、土地の所在は四葉一丁目1262番1、1261番1、1258番、1259番、1260番1の5筆です。地目は1262番1、1261番1、1258番、1259番は畑、1260番1は山林でございます。面積はそれぞれ448平方メートル、339平方メートル、466平方メートル、522平方メートル、92平方メートルで、現況はいずれも非農地でございます。土地所有者及び住所は記載のとおりです。こちらについて調査したところ、転用届出の経緯はございませんでしたので、その旨を9月14日付、東京法務局板橋出張所に回答しております。おおむねの位置ですが、新大宮バイパスの新四葉の交差点の南側です。現地の詳細については書記から画面でご説明いたします。</p>
書 記	<p>現況は共同住宅と駐車場になっておりました。いずれも非農地である旨を法務局に回答しております。</p>
事 務 局 長	<p>続きまして番号2、土地の所在が徳丸五丁目7番1、7番2の2筆です。地目はいずれも畑、面積はそれぞれ92平方メートル、283平方メートルで、現況はいずれも非農地でございます。土地所有者及び住所は記載のとおりです。こちらについて調査したところ、転用届出の経緯はございませんでしたので、その旨を9月23日付、東京法務局板橋出張所に回答しております。おおむねの位置ですが、石川橋公園の南東側です。現地の詳細については書記から画面でご説明いたします。</p>
書 記	<p>現況は共同住宅と駐車場になっておりました。いずれも非農地である旨を法務局に回答しております。</p>

<p>事 務 局 長</p>	<p>続きまして番号3、土地の所在は赤塚七丁目1308番2、地目は畑、面積は108平方メートル、現況は非農地でございます。土地所有者及び住所は記載のとおりです。こちらについて調査したところ、転用届出の経緯はございませんでしたので、その旨を9月30日付、東京法務局板橋出張所に回答しております。おおむねの位置ですが、新大宮バイパスの新四葉の交差点の南側です。現地の詳細については、書記から画面でご説明いたします。</p>
<p>書 記</p>	<p>現況は駐車場となっております、新築工事中でした。「建築計画のお知らせ」が掲示されておりました、2021年3月着工、2022年2月完了予定、鉄骨造地上3階建て「サービス付き高齢者住宅」の建築予定となっております。柵が置いてある入り口部分が1308番2の土地1筆でございます、非農地である旨を法務局に回答しております。</p>
<p>会 長</p>	<p>この件につきまして、ご質問等ございましたら、お願いいたします。ないようですので、これをもちまして第4回定例総会を閉会いたします。</p> <p>(終了時間 午後3時)</p> <p>次回の日程を下記のとおり決定し散会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・運営委員会 11月18日(水) 午後2時00分 ・定例総会 11月24日(火) 午後2時00分

--	--